

- これまでの議論をふまえて、資料 1・資料 2 をまとめてくださり心より感謝いたします。
今後の最終的なまとめにあたり、ご検討いただきたい点などを以下に記します。

1. 就労の意義・利用者の置かれている現状をふまえた就労支援の必要性 ※資料 1・2 全体

- ① 社会福祉領域における就労支援は、「就労という人間にとってかけがえのない営みをそれぞれの状況に即してよりよい形で実現できるよう支援すること」であると考えられている。生活保護における就労支援も、同様な考え方にもとづき実施されることが望まれる。
- ② 生活保護受給者（利用者）に対しては、生活保護法第 4 条第 1 項の「保護要件としての能力活用」の観点から、就労に向けた働きかけを行われがちである。しかしながら、就労（勤労）はそもそも、人間の権利として、できるだけよりよいかたちで実現されるべき営みである。
- ③ 利用者の中には、自分らしく安定的に働きたいという願いや希望が、様々な状況から実現されずにきた方や、不利な状況に置かれていた方が少なくない。また、一般国民の生活保護制度に対する誤解や理解不足もあり、「生活保護受給者」であることが、就労することの障壁になっている場合もある。
- ④ 政府、厚生労働省が推進している「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現への取組」は、生活保護受給者の就労支援においても常に意識したいことである。
- ⑤ 就労支援を生活保護制度内の取組みとして、実施機関と利用者双方の努力ですすめてきたことには、意義や成果が認められる。しかしながら、就労支援の課題となっていることから、内部の努力だけで解消できるものばかりではない。現代社会の中で、利用者が置かれている状況を考慮することが、就労支援をよりよく進めるための出発点になるのではないだろうか。
- ⑥ 自治体が迎えた一人の住民への就労支援を、生活保護制度やその他の制度（事業）を活用しながらすすめていく住民（利用者）を起点とした姿勢が、利用者の就労を実現するばかりでなく、社会（地域）に理解者や協力者を増やしていくことにつながっていく。
- ⑦ 今後の就労支援を、「個人の尊厳の保持」と「支援を通じた地域づくり」を理念とする生活困窮者自立支援制度と一体的に推進することは、⑥をすすめるためにも有効であると思われる。

2. 就労支援対象の拡大について ※資料 2・P2

- ① 高齢者やこれまで就労支援の対象となっていなかった世帯への支援については、就労支援の体制が整わないなかで、一律に就労に向けた働きかけがなされることのないよう、そのあり方については、慎重に議論を重ね、そのうえで方向性を示していくことが望まれる。

3. 就労に向けた意欲の喚起について ※資料 2・P3

- ① 就労意欲は、生きる意欲とつながっている。金銭面のインセンティブだけが、意欲喚起につながっていくわけではないものと考えられる。
- ② 「社会とのつながりの喪失」「自尊感情の喪失による意欲の低下」「地域資源の創出を前提とした他機関等との更なる連携の強化」「地域から排除されることのない社会の構築」等が、平成 22 年「生活保護受給者の社会的居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」において課題とされていた。これらの課題解決が、利用者の生きる意欲を高めることにつながるのではないだろうか。

- ③ 就労の意義をふまえた、利用者個人を尊重する丁寧な就労支援が、利用者の主体性や新たな物事に取組む前向きな意欲、そして、様々な可能性を引き出していくものと思われる。

4. 稼働能力活用の要件について ※資料 2・P9

- ① 稼働能力の有無を判断するには、本人自身や本人を取り巻く状況等を丁寧にアセスメントする必要がある。そのためには、本人との信頼関係を基礎として「本人を理解する」ことが求められる。ケースワーカー・就労支援員等による時間をかけた関係構築や、被保護者就労準備支援事業などの利用を通じた本人理解（アセスメント）が必要となる場合もある。外形的な状況や本人の訴えだけで、拙速に稼働能力の有無を判断することがないようにすることが大切である。
- ② 「就労については、要件論から自立助長の支援に移行して考えていくことが重要」（『生活と福祉』2018 年 11 月号、25 頁）との指摘もあり、稼働能力活用の要件については、そのあり方の見直しも含めて検討していくことが望まれる。

5. 指導指示のあり方について ※資料 2・P9

- ① 対応案として「指導指示を行う前に支援を徹底して行っていくことを前提とすることの明確化」が提起されていることは、重要な点である。
- ② 「就労支援」と「就労指導」の用語は、自治体や担当者によって、異なる理解の中で用いられている現状がある。生活保護法における「指導指示」の意味や重みの共通理解がない中で、「指導」が一人歩きしないよう、「就労指導」の用語は今後使わないことも選択肢のひとつとして検討されたい。

6. 当事者（利用者）の声をふまえた就労支援のあり方の検討の更なる推進

- ① 本研究会の第 4 回では、当事者からのヒアリング、川瀬委員がまとめてくださったアンケートの結果から、当事者の声を聴かせていただくことができた。本領域の検討の場においては、これまでなかなか実現できなかったことであり、極めて貴重かつ重要なことであったといえる。
- ② 当事者の率直な想いや経験こそ、就労支援を実質的、かつ効果的にすすめていく推進力となる。今後ともより多くの当事者の声を受けとめ、それを生かして検討が進められていくことを期待したい。

以上